

知っとうか! 公立甲賀病院

第6回

やっとこうか、大腸の検査

副院長・消化器内科主任部長

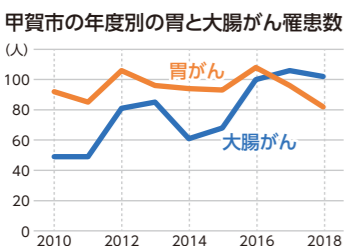
南部 卓三



内視鏡治療について

増えています「大腸がん」
 わが国のがん罹患数を部位別にみると、最も多いのは大腸がんです。甲賀市はごつごつでしょうか。グラフのおおりに年次推移を見ると胃がんを追い越してやはり大腸がんが増えています。
検査を受けましょう
 大腸がんの症状には便通異常や血便などがありますが、これらは病気が進行してから現れるものです。早期に見つけるならやっぱり検査です。便を2回採って頂くのが標準的な方法です。市からの検診の案内にのびる、あるいは「自身でお近くの医療機関にご相談頂くなどなごつごつください。」
受診いただく
 便検査で異常判定が出て公立甲賀病院を受診頂いた場合、基本的には下部消化管内視鏡検査(いわゆる大腸カメラ)を受けて頂くことにしています。「以前に受けたが結構つらかったぞ」という方には麻酔で浅く寝ている間に済ませる方法があります。また、内視鏡でなくCTで行う大腸検査もあります。どの検査が適切か相談しましょう。

がんの根治ができるかどうか、あるいは「手術で大腸の一部を失う」という事なく済ませられるかどうか、これらはいずれも早期発見にかかっています。便検査のひとつ手間を惜しまず検査を受けてみましょう。



問合せ 公立甲賀病院 総務企画課 (Tel) 62-0234(代) (Fax) 63-0588

TOPICS 15 公共施設使用料の見直しを進めています 「公共施設使用料の見直しに係る基本方針(案)」

問合せ：マネジメント推進室 (Tel) 69-2119 (Fax) 63-4561 (E-mail) koka10115100@city.koka.lg.jp



なぜ今、使用料の見直しを検討しているのですか?

公共施設に関する負担をできる限り公平にするためです



1 施設を利用する方向士の公平 (令和5年4月以降)

合併以降、類似施設の使用料と減免基準が統一されていません

(例)



A~Cセンターの
小会議室
200円/時間



Dセンターの
小会議室
100円/時間

Dセンターも
200円に
統一

2 施設を利用する方・しない方の公平 (段階的に実施)

利用者に応分の負担をしていただくため、コストに見合った使用料を設定する必要があります。

(例)



公民館の
中会議室
現在は300円/時間

一室当たりのコスト
×
利用者負担割合



適正料金は
400円/時間

健康寿命を延ばそう! 毎日の食卓に取り入れよう バランスの良い食事でLET'S! 糖尿病予防

糖尿病とは、インスリンが十分に働かないために、血液中の糖が増えてしまう病気です。血糖値が高いままで何年間も放置されると血管が傷つき、将来的に神経や目、腎臓の障がいといった、より重い病気につながります。

- 糖尿病を予防するには、
- ①健診を受ける(糖尿病に関する検査項目は、空腹時血糖とHbA1c(ヘモグロビンエーワンシー))
 - ②適度に運動する
 - ③食生活に気を付けるが有効です。

この3点の中でも特に、食生活にスポットをあて、食事のバランスについてお伝えします。

糖尿病が気になる人にとっても、健康な人にとっても、バランスの良い食事は「健康寿命を延ばすカギ」です。みんなが元気で過ごせるよう、家族や友人等、身近な人たちと「健康的な食卓」を囲んでみませんか?

バランスのよい食事とは?

3つのグループをそろえましょう

主食 + 主菜(たんぱく質のおかず) + 副菜(野菜料理)



バランスの良い食事で「健康寿命」を延伸! 毎日の食卓に取り入れよう!!

問合せ すこやか支援課 (Tel) 69-2168 (Fax) 63-4085

適正な利用者負担により、持続可能な施設運営をめざします

現状 (R1)	使用料+減免 16%	行政負担(税により賄う分) 84%
めざす将来像	使用料+減免 基準年ベース 使用料改定に よる増加 稼働率上昇に よる増加	行政負担(税により賄う分) コスト削減

令和5年4月に予定する見直しのポイント

- 見直しは、社会情勢などを踏まえながら段階的に進めます
- 市民向け施設は、旧町間の不均衡など必要最小限の見直しを行います
- 宿泊入浴施設・レクリエーション施設・ホールなどは、民間や近隣自治体を参考に見直します
- 有料施設と同等のサービスを提供する場合、無料施設の有料化も検討します
- 利用条件の緩和など施設の稼働率向上に向けた取り組みやコスト削減も進めます

皆様のご意見を募集します(パブリック・コメント) 「公共施設使用料の見直しに係る基本方針(案)」

- ◆意見募集期間 9月1日(木)~30日(金)まで
- ◆意見を提出できる人 個人および法人、その他団体
- ◆公表の方法 担当課、土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センターでの閲覧(平日8時30分~17時15分)、市ホームページ
- ◆意見の提出方法 意見書(閲覧場所で取得可能)に記入し、各閲覧場所へ持参いただくか、郵送・FAX・メール・WEBフォームで提出してください。
- ◆郵送の場合の送付先 〒528-8502 水口町水口6053番地 マネジメント推進室 あて
- ◆意見の取り扱い 提出いただいたご意見は、個人情報を除き、回答とあわせて市ホームページで公表します。なお、ご意見を提出された方への個別の回答はしません。



市ホームページ